

鈴亀広介第 2085 号
令和 4 年 8 月 24 日

通所系・訪問系介護事業所管理者 様
居宅介護・介護予防支援事業所管理者 様

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課長

利用者のスクリーニングの実施と新型コロナウイルス感染症対応の留意点の周知について（依頼）

令和 4 年 7 月以降、第 7 波の急拡大に伴い管内においても新型コロナウイルス感染者が急速に増加しています。急拡大の要因と言われているオミクロン株派生型「BA. 5」については、これまでのものよりさらに感染力が強いとされており、感染者の増加による介護サービス提供の制限や医療提供体制への負荷増大が憂慮されます。

介護事業所等における感染対策については、普段から利用者・従業員の健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、事業所内で新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出ることを想定したシミュレーションの実施も有用であり、改めて下記のとおり通知しますので、事業運営に活用していただくようお願いいたします。

記

1 スクリーニングの実施について

鈴鹿亀山地区広域連合より各事業所様に発出しました「利用者のスクリーニングの実施と新型コロナウイルス感染症対応の留意点の周知について」（令和 4 年 1 月 28 日付け）の中で依頼させていただきました「スクリーニングの実施について」ですが、期間の経過に伴い、利用者の状態の変化も考えられることから、**改めて担当介護支援専門員との情報共有を行い、利用者や家族と今後の対応について相談するなどの事前の確認をお願いします。**その際には、事業所の休業を含めサービス提供中止や縮小も想定し、利用者や家族等の支援を視野に入れた対応も再度検討いただきますようお願いいたします。

併せて事業所の感染症対策方針や家族へ協力をお願いする内容について、利用者及び家族が十分理解できるよう、引き続き丁寧に説明し同意を得てください。

参考) 鈴鹿亀山地区広域連合ホームページ内

<https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/covid19.html#request>

新型コロナウイルス感染症に係る対応について(2020. 4・2022. 4)

[スクリーニングシート【手書き用】\(Excel\)](#) ・ [スクリーニングシート【データ管理用】\(Excel\)](#)

※今回も広域連合へのスクリーニングシートの提出は求めませんが、今後の管内の感染状況等によっては提出をお願いすることもありますので、引き続き随時の見直しをお願いいたします。

2 事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や事業所を休業する場合

介護保険課指導グループへ、電子メールにて速やかに次の報告書の提出をお願いします。

■事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合

[【報告様式】新型コロナウイルス感染症発生報告書\(Word\)](#)

■人員不足等で事業所を休業する場合

[【報告様式】事業所の新型コロナウイルス感染症による休業報告書\(Word\)](#)

※ 県指定の事業所につきましては、当広域連合に加え、三重県医療保健部長寿介護課居宅サービス班（電話 059-224-2262）へ併せて報告してください。

感染者発生の場合は、保健所の指示に従い、速やかに感染拡大の防止策を講じてください。

3 感染拡大防止に係る留意点・取組例について

介護保険最新情報 vol. 881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日）に基づき適切な対応を継続していただいていることと存じますが、感染対策等をまとめたホームページを改めて御案内しますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

■介護現場における感染対策の手引き（第2版）

[000814179.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

■介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

[000817384.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

■介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

■「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

■介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html

4 人権擁護について

鈴鹿亀山地区広域連合より「新型コロナウイルス感染症に関する人権配慮のお願いについて」（令和2年9月15日付け）等でもお願いしてきましたとおり、感染事例の発生によって、関係者や利用者が、不当な差別・偏見等を含め、誹謗中傷を受けることは断じて許されないことであり、絶対にあってはなりません。介護サービス事業者様におかれましても職員や利用者の方々からの相談体制など人権擁護のための取り組みを引き続きお願いいたします。

仮に施設職員が感染した場合であっても、当該職員が偏見や批判を受けることのないよう、施設全体で職員を守っていく姿勢が重要であることにも留意いただきますようお願いいたします。

担当：鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 指導グループ
電話 059-369-3205 FAX 059-369-3202
E-Mail：skkaigo@mecha.ne.jp